

世田谷区告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

35-34

2 変更の区間

世田谷区粕谷四丁目522番59

3 変更の区域

延長 7.35メートル

幅員 0.99メートルから1.00メートルまで

面積 7.35平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年1月30日

案 内 図

特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区

粕谷四丁目3番

